

西海市崎戸さんさん元気らんの設置及び管理に関する条例（平成17年4月1日西海市条例第202号）

最終改正:令和元年7月5日条例第4号

改正内容:令和元年7月5日条例第4号 [令和元年10月1日]

○西海市崎戸さんさん元気らんの設置及び管理に関する条例	平成17年4月1日西海市条例第202号
改正	
平成18年6月23日条例第61号	
平成26年2月10日条例第2号	
令和元年7月5日条例第4号	
西海市崎戸さんさん元気らんの設置及び管理に関する条例	
（趣旨）	
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市崎戸さんさん元気らんの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	
（設置）	
第2条 炭鉱跡地を緑化・修景した草原の中でレクリエーション及びコミュニケーションを通じて、市民の健全な心身の育成と明るい市民生活の向上、あわせて西海市観光事業の振興に寄与することを目的として、西海市崎戸さんさん元気らんど（以下「元気らんど」という。）を設置する。	
（表記）	
第3条 元気らんどの表記は、別記のとおりとする。	
（名称、位置及び区域）	
第4条 元気らんどの名称及び位置は、次のとおりとする。	
（1）名称 西海市崎戸さんさん元気らんど	
（2）位置 西海市崎戸町蠣浦郷1001番地から同1112番地1まで	
2 元気らんどの区域は、市長が告示する。	
（施設）	
第5条 元気らんどの施設の種類の種類は、別表第1のとおりとする。	
（指定管理者による管理）	
第6条 市長は、元気らんどの管理を法第244条の2第3項及び西海市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。	
（指定管理者が行う業務の範囲）	
第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	
（1）元気らんど内の施設の運営に関する業務	
（2）元気らんど内の運営に関する企画、営業及び広報に関する業務	
（3）元気らんど内の利用料金の徴収及び収納に関する業務	
（4）元気らんど内の芝生、植栽等の管理及び清掃に関する業務	
（5）元気らんど内の軽微な補修に関する業務	
（行為の制限）	
第8条 元気らんどにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。	
（1）行商、露店、興行その他これらに類する行為をすること。	
（2）競技会、展示会、博覧会、写真撮影会その他これらに類するもののために元気らんどの全部又は一部を独占して利用すること。	
（3）その他市長が許可を必要と認めた行為	
2 前項の許可を受けようとする者は、指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。	
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。	
4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の元気らんどの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。	
5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可に元気らんどの管理上必要な条件を付することができる。	
（有料施設）	
第9条 元気らんどの施設で有料で利用させるもの（以下「有料施設」という。）は、別表第2の有料施設の左欄に掲げる施設とする。	
2 有料施設の利用時間及び休業日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。	
3 有料施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者に申し込まなければならない。	
（利用の制限）	
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、元気らんどを利用させないことができる。	
（1）公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。	
（2）元気らんどの管理上支障があるとき。	
（利用料金）	

- 第11条 元氣らんどを利用しようとする者は、元氣らんどの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第2に掲げる額を基準として、利用形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
（利用料金の減免）
- 第12条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。
（賠償責任）
- 第13条 元氣らんどを利用する者は、施設の利用に際して故意又は重大な過失により、当該施設若しくは設備を損傷し、又は当該施設の物品を亡失し若しくは損傷したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
（委任）
- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- （施行期日）
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のさんさん元氣らんど設置条例（平成11年崎戸町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第61号）

- （施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 指定管理者の指定に関し、事前に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に、この条例による改正前の西海市崎戸さんさん元氣らんどの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西海市崎戸さんさん元氣らんどの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年2月10日条例第2号抄）

- （施行期日）
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置）
- 2 この条例（第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月5日条例第4号抄）

- （施行期日）
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）
（使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置）
- 2 この条例（第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

施設の種類

(1) グリーンゾーン
(2) 水辺ゾーン
(3) プレイゾーン
(4) ラフグリーンゾーン
(5) 草ソリゾーン
(6) 自転車ひろば
(7) 山頂ひろば
(8) 浸透池ゾーン

別表第2（第9条、第11条関係）

利用料金の基準

1 第8条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
行商、露店	1平方メートル1日につき	520円以内
興行その他これらに類する行為	入場者1人1日につき	520円以内
競技会、展示会、博覧会、写真撮影会その他これらに類する催し	1回1日につき	157,140円以内

2 有料施設

種別	単位	金額
草ソリ	1人1時間につき	520円以内
おもしろ自転車	1人1時間につき	520円以内

